

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
301	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幸田町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

幸田町長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき、被保険者の資格管理、保険税の賦課、保険給付、保健事業等に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)被用者保険加入脱退や転入出等に伴う被保険者の資格取得、喪失及び変更に関する事務 (2)被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受給者証の交付に関する事務 (3)療養の給付並びに療養費、高額療養費、高額介護合算療養費及び移送費の支給に関する事務 (4)出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事務 (5)保険税の賦課に関する事務 (6)保健事業に関する事務 (7)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理、機関別符号の取得(以下「オンライン資格確認の準備業務」という)
③システムの名称	国民健康保険税(料)システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム

2. 特定個人情報ファイル名

1. 賦課基本ファイル 2. 介護基本ファイル 3. 支援基本ファイル 4. 賦課個人ファイル 5. 期割情報ファイル
6. 資格異動ファイル 7. 緩和措置異動情報ファイル 8. レセプト情報ファイル 9. 高額療養費支給情報ファイル 10. 国保療養費支給情報ファイル 11. 出産育児一時金支給情報ファイル 12. 葬祭費支給情報ファイル 13. 食事差額療養費支給情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16 都道府県知事又は市町村長 「地方税法その他に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって、主務省令で定めるもの」 2 番号法第9条第1項 別表第1の30の項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)の 第16条及び第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 30の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 27、42、43、44、45の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報提供を定める命令 (1)情報照会の根拠 20、25、25の2、26条 (2)情報提供の根拠 1、2、3、4、5、8、12の3、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、53、59条の3 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	幸田町健康福祉部保険医療課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[☒] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	I－1 特定個人情報を取り扱う事務 ②システムの名称	国民健康保険税(料)システム、中間サーバー	国民健康保険税(料)システム、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	
平成28年12月16日	I－5 ②所属長	課長 山下 明美	課長 牧野 宏幸	事後	
平成28年12月16日	II－1 対象人数	平成27年1月22日 時点	平成28年11月24日 時点	事後	
平成28年12月16日	II－2 取扱者数	平成27年1月22日 時点	平成28年12月16日 時点	事後	
平成30年3月30日	I－5 ②所属長	課長 牧野 宏幸	課長 成瀬 千恵子	事後	
平成30年3月30日	II－1 対象人数	平成28年11月24日 時点	平成29年9月4日 時点	事後	
平成30年3月30日	II－2 取扱者数	平成28年12月16日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	
平成30年3月30日	I－4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の42、46の項	番号法第19条第7号 別表第2の42、44、45、46の項	事後	
平成31年3月29日	I－7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I－7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	I－8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I－8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	II－1 対象人数	平成29年9月4日 時点	平成30年11月9日 時点	事後	
平成31年3月29日	II－2 取扱者数	平成29年10月31日 時点	平成30年10月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策		IV リスク対策の記載追加	事後	指針の改正によるIVリスク対策の記載追加
令和2年3月2日	I－5 ②所属長	課長 成瀬 千恵子	課長 山本 幸恵	事後	
令和2年3月2日	II－1 対象人数	平成30年11月9日 時点	令和1年12月6日 時点	事後	
令和2年3月2日	II－2 取扱者数	平成30年10月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和2年12月25日	II－1 対象人数	令和1年12月6日 時点	令和2年6月26日 時点	事後	
令和2年12月25日	II－2 取扱者数	令和1年10月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和2年12月25日	評価書名	国民健康保険税賦課事務 基礎項目評価書	国民健康保険事務 基礎項目評価書	事後	評価書番号302「国民健康保険療養給付事務 基礎項目
令和2年12月25日	I－5 ②所属長	課長 山本 幸恵	課長	事後	
令和4年2月28日	I－7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	事後	
令和4年2月28日	I－8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	事後	
令和4年2月28日	II－1 対象人数	令和2年7月1日 時点	令和4年1月18日 時点	事後	
令和4年2月28日	II－2 取扱者数	令和2年7月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年2月28日	II－1 対象人数	令和4年1月18日 時点	令和5年2月8日 時点	事後	
令和5年2月28日	II－2 取扱者数	令和3年10月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和6年2月29日	I－7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ	事後	
令和6年2月29日	I－8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ	事後	
令和6年2月29日	II－1 対象人数	令和5年2月8日 時点	令和6年1月10日 時点	事後	
令和6年2月29日	II－2 取扱者数	令和4年10月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和7年6月20日	II－1 対象人数	令和6年1月10日 時点	令和7年2月28日 時点	事後	
令和7年6月20日	II－2 取扱者数	令和6年1月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	